

平成 30 年 11 月 27 日

保護者 様

兵庫県立宝塚東高等学校  
校長 玉田 正人

### 気象警報にともなう措置について（改定）

晩秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は台風や大雨など例年以上に異常気象に見舞われ臨時休校となることが多く起こりました。また学区拡大にともない、生徒の通学時間も長くなるようになっております。したがって気象警報発令にともなう措置について以下のように改定いたします。ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

〈現行〉

- 1 午前7時現在、「宝塚市」に暴風警報、大雨警報、洪水警報（冬季、暴風雪警報または大雪警報）のいずれかが発令中の場合は自宅待機とする。
- 2 午前7時以降、学業始業（8時30分）までの間に、上の1の警報が発令された時点で自宅待機とする。

（生徒手帳P. 64 参照）

〈改定〉

- 1 午前6時現在、「宝塚市」に暴風警報、大雨警報、洪水警報（冬季、暴風雪警報または大雪警報）のいずれかが発令中の場合は自宅待機とする。
- 2 午前6時以降、学業始業（8時30分）までの間に、上の1の警報が発令された時点で自宅待機とする。

附則

この改定は、平成30年11月26日から施行する。

以上